

令和6年10月吉日

会員各位

公益社団法人みよし市シルバー人材センター

【重要】会員専用サイト「Smile to Smile」の登録・利用について(ご案内)

令和6年11月に施行予定のフリーランス新法に対応するため、会員専用サイト「Smile to Smile」を会員に展開することとしました。スマートフォンやPCなど、インターネット環境がある方はすぐにご登録してください。登録や使い方に不安がある会員向けに、スマホ教室や説明会を予定しています。

なお、何らかの事情で「Smile to Smile」に登録できず、今秋以降に未登録の状態であっても、就業などの会員活動ができなくなるわけではありませんが、便利な機能を無料で利用でき、法律への対応も可能になるため、ご登録いただきますようお願いいたします。

☆「Smile to Smile」導入理由

- 令和6年11月に施行される「フリーランス新法」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)により、請負就業開始前にセンターから就業条件(業務内容や日時・金額等)を明示すること、すなわち『条件明示』が義務化されます。
- 「フリーランス新法」は、一人親方として仕事をする事業者の就労条件を維持・改善するために新たに定められた法律であり、請負契約を行う会員の皆様も対象となります。この法律により、受注後の不当な条件変更を防止することができます。
- 現行の事務手順ではこの法律に対応できないため、会員一人一人と直接情報共有ができるオンラインシステム「Smile to Smile」を活用することとしました。
- 全国のシルバー人材センターでも同様の取り組みが進められています。

☆「Smile to Smile」登録後すぐに使える機能

- 「お知らせ」:センターからの新着情報を受け取ることができます。
- 「配分金確認」:登録月以降の配分金内容を確認できます。
- 「条件明示」: 請負就業を開始する前に条件が通知され、その内容を確認できます。

☆「Smile to Smile」活用案

- 配分金明細・配分金支払証明書郵送廃止 ※現行では、郵送廃止は決定ではありません。
- アンケート実施の活性化 ※より多くの声を集めることが可能になります。
- お知らせ機能活用で情報発信の促進 ※郵送コストを削減できます。

☆「Smile to Smile」登録・利用方法の説明会を開催します。

●第1回 11月6日(水) 午後2時00分 先着20名

●第2回 11月8日(金) 午後2時00分 先着20名

応募者が多数の場合、改めて追加の説明会開催を検討します。

# 「Smile to Smile」登録方法

## 1 ログイン情報の発行

センターから、「Smile to Smile」へログインの際に必要な「ログインID」と「初期パスワード」が記載された「通知書」が9月分配分金明細書に同封されています。



## 2 「Smile to Smile」へのログイン

「通知書」に記載された「Smile to Smile」のサイトへ接続し、書面にある「ログインID」と「(初期)パスワード」で、ログインします。



## 3 初期パスワードの変更とメールアドレスの登録

画面の案内に従い、「パスワードの変更」と「メールアドレスの登録」を行ってください。



## 4 ご利用情報の登録完了・サービス開始

☆詳しくは、同封の初回ログイン(利用登録)に関する案内をご覧ください。

☆登録や使い方に不安がある方は、スマホ教室や説明会にご参加ください。